

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第5号

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年墨田区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条、第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。